

北栄町過疎地域持続的発展計画（素案）

（令和3年度～令和7年度）

令和3年 月

鳥取県東伯郡北栄町

目次

第1章 基本的な事項	1
1. 町の概況.....	1
2. 人口及び産業の推移と動向.....	2
3. 行財政の状況.....	5
4. 地域の持続的発展の基本方針.....	7
5. 地域の持続的発展のための基本目標.....	7
6. 計画の達成状況の評価に関する事項.....	9
7. 計画の期間.....	9
8. 公共施設等総合管理計画との整合.....	9
第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	10
1. 現況と問題点.....	10
2. その対策.....	11
3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）.....	12
4. 公共施設等総合管理計画との整合.....	12
第3章 産業の振興	13
1. 現況と問題点.....	13
2. その対策.....	14
3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）.....	16
4. 産業振興促進事項.....	17
5. 公共施設等総合管理計画との整合.....	17
第4章 地域における情報化	18
1. 現況と問題点.....	18
2. その対策.....	18
3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）.....	18
4. 公共施設等総合管理計画との整合.....	18
第5章 交通施設の整備、交通手段の確保	19
1. 現況と問題点.....	19
2. その対策.....	19
3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）.....	20
4. 公共施設等総合管理計画との整合.....	20
第6章 生活環境の整備	21
1. 現況と問題点.....	21
2. その対策.....	22
3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）.....	23
4. 公共施設等総合管理計画との整合.....	23
第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	24
1. 現況と問題点.....	24
2. その対策.....	25
3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）.....	27
4. 公共施設等総合管理計画との整合.....	27
第8章 医療の確保	28
1. 現況と問題点.....	28
2. その対策.....	28
3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）.....	28
第9章 教育の振興	29
1. 現況と問題点.....	29
2. その対策.....	30
3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）.....	31
4. 公共施設等総合管理計画との整合.....	31
第10章 集落の整備	32
1. 現況と問題点.....	32
2. その対策.....	32

3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）	32
4. 公共施設等総合管理計画との整合	33
第11章 地域文化の振興等	34
1. 現況と問題点	34
2. その対策	34
3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）	34
第12章 再生可能エネルギーの利用の促進	35
1. 現況と問題点	35
2. その対策	35
3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）	36
4. 公共施設等総合管理計画との整合	36
事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	37

第1章 基本的な事項

1. 町の概況

(1) 町の自然的、社会的、経済的諸条件の概要

本町は、平成17年10月1日に旧北条町と旧大栄町が合併しできた町で、鳥取県の中央部に位置しています。

全町域の約7割は、田畑と山林が占めており、自然豊かな町です。町の中央部には二級河川の由良川、町の東側境界には一級河川の天神川がそれぞれ南北に伸び、日本海に流れています。南部は山地丘陵や中国山地に続く高地となっており、大山の火山灰が降り積もってできた黒ぼく土の肥沃な大地が広がっています。東部は湯梨浜町、西部は琴浦町、南部は倉吉市に接しており、北部は日本海に面して東西約12.5kmに及ぶ砂丘海岸となっており、その背後には約15km²にも及ぶ北条砂丘が広がっています。東西約12.5km、南北約9.5km、面積56.94km²と県内で3番目に小さな自治体でありながら、このように様々な自然環境から構成されています。

町の全地域の土地使用状況については、耕地21.8km²（田8.8km²、畑地13.0km²）、林野地14.4km²となっています。耕地の占める割合が38%と高いのが特徴で、耕地率は県内で1番目となっています。また、可住地面積（総面積から林野地域と湖沼地域を除いたもの）の割合についても県内で4番目です。

町の交通体系は、JR山陰本線の停車駅が2駅あるほか、県の東部と西部をつなぐ国道9号、さらに国道313号により岡山県とつながっていることに加え、山陰道及び地域高規格道路の建設も進んでいることから、鳥取県における交通上の要衝の地ともなっています。また、道路舗装率は95.8%と県内3位、下水道普及率は96.6%と県内1位であることや、畑地灌漑用水施設が充実しているなど、インフラ整備が進んだ地域でもあります。一方、県内一位の人口を持つ鳥取市を有する県東部エリア、米子市、境港市を有し松江市とも隣接する県西部エリアから等しく離れており、鳥取県の中でも人口の少ない県中部エリアの中央に位置しています。

(2) 町における過疎の状況

令和3年4月に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の施行により、本町の旧大栄町の地域（以下、「大栄地区」という。）が初めて過疎地域に指定されました。

本町の人口は、日本経済の高度成長を背景に都市部への流出が拡大し大きく減少したものの、昭和50年以降はその流れが鈍化し、人口も増加傾向に転じました。しかし、その後も都市部への若者の人口流出は続き、平成7年をピークに再び人口は減少に転じています。

大栄地区も昭和50年代は増加傾向にあったものの、昭和60年をピークに微減に転じ、その後、減少率が拡大しました。北条地区は倉吉市のベッドタウンとして団地やアパートが増え、人口減少が抑制されているのに対し、大栄地区の人口減少率は高く、人口減少は大栄地区を中

心に続いています。なお、本町の面積は 56.94 km²で、そのうち大栄地区は 36.10 km²と 6 割を占めています。また、平成 27 年の本町の人口は 14,820 人で、そのうち大栄地区の人口は 7,504 人と 5 割を占めている状況です。

また、人口減少の主な要因は、進学や就職等での流出であり、少子高齢化が急速に進む要因にもなっています。こうした状況は、産業、地域コミュニティ、文化等における担い手の不足、それに伴う活力の低下、まちの空洞化、特に高齢者にとっての交通手段の不足、子育て・教育環境の老朽化など、経済・社会の様々な側面に大きな影響を与えかねないものです。

(3) 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性

本町の産業別就業人口は、平成 27 年時点で第一次産業 1,795 人、第二次産業 1,664 人、第三次産業 4,390 人です。第一次産業就業者比率が県内で 4 番目に高く、その大部分は農業を生業としています。農業は本町の主要産業であり、農業産出額は平成 30 年では約 86 億 4 千万円となっています。特産品の一つである大栄西瓜は、ここ数年単価の上昇が続いており、令和元年度の総生産額は 20 億円を突破するとともに、同年には G I (地理的表示) 登録がなされました。また、ねばりっこについても総生産額の上昇が続いており、生産者戸数も増えています。らっきょうについては鳥取県が全国一位の出荷量を誇りますが、県内 2 番目の一大生産地となっています。高齢化等により生産者戸数の総数は減っているものの、製品によっては「稼ぐ農業」に魅力を感じた新規就農者が増えつつある状況です。

商工業について、本町の事業所数(人口千人当たり)は 39.4 で県内 19 市町村中 12 位、従業者数(人口千人当たり)は 272.6 で県内 12 位とどちらも中位よりやや下に位置しています。また、製造品出荷額(従業員一人当たり)は 10 位となっています。商店数(人口千人当たり)は 9.38 で県内 11 位と中位程度ですが、商業年間販売額(従業者一人当たり)は 3,753 万円 で 3 位と上位に位置しています。高い技術力を誇る製造事業者や、名探偵コナンに会えるまちを訪れる観光客をターゲットとした飲食物販店舗等、様々な魅力を持つ企業が存在するものの、事業所の総数としては近接する倉吉市や琴浦町には及びません。とりわけ大型スーパーマーケット等の大型日用品店は他市町に比べあまり存在せず、飲食店の総数も周辺市町に比べると少ないため、「日用品等を買物できる場所がない」、「飲食できるお店が少ない」との声が町民から多く聞かれます。また、宿泊施設等が少なく観光客の滞在時間も短い傾向にあります。

2. 人口及び産業の推移と動向

国勢調査による本町の人口増減率を見ると、平成 7 年の 17,228 人をピークに減少に転じています。平成 7 年から平成 12 年までの 5 年間の人口増減率は△1.8%で、その後減少率は拡大し、平成 27 年の人口増減率は△4.0%となっています。過疎地域に指定された大栄地区においては、町全体より 10 年早い昭和 60 年をピークに人口減少に転じており、平成 27 年の人口増減率は△5.1%となっています。

本町の若年者比率（15～29歳）を見ると、昭和50年には人口の20.2%を占めていましたが、平成27年には11.0%まで減少しています。対して高齢者（65歳以上）比率は13.2%から31.0%へと大幅に増加しています。大栄地区もほぼ同様に推移しており、若年者比率は昭和50年の19.9%から平成27年の10.3%と減少しているのに対し、高齢者比率は13.2%から32.8%と大幅に増加しています。

表1 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和50年 (1975年)		昭和55年 (1980年)		昭和60年 (1985年)		平成2年 (1990年)		平成7年 (1995年)	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 14,531	% 8.5	人 15,772	% 12.7	人 16,929	% 7.3	人 17,151	% 1.3	人 17,228	% 0.4
大栄地区	8,585	6.9	9,181	4.2	9,565	4.2	9,548	△0.2	9,416	△1.4
0～14歳	2,993	12.7	3,373	12.7	3,852	14.2	3,589	△6.8	3,195	△11.0
大栄地区	1,782	9.3	1,947	9.3	2,135	9.7	1,947	△8.8	1,702	△12.6
15～64歳	9,614	5.4	10,137	5.4	10,484	3.4	10,560	0.7	10,563	0.0
大栄地区	5,671	3.5	5,869	3.5	5,889	0.3	5,837	△0.9	5,718	△2.0
うち15歳～29歳(a)	2,942	△0.2	2,935	△0.2	2,577	△12.2	2,561	△0.6	2,679	4.6
大栄地区	1,712	1.6	1,739	1.6	1,468	△15.6	1,450	△1.2	1,457	0.5
65歳以上(b)	1,924	17.6	2,262	17.6	2,593	14.6	3,002	15.8	3,470	15.6
大栄地区	1,132	20.6	1,365	20.6	1,541	12.9	1,764	14.5	1,996	13.2
(a)/総数 若年者比率	% 20.2	—	% 18.6	—	% 15.2	—	% 14.9	—	% 15.6	—
大栄地区	19.9	—	18.9	—	15.3	—	15.2	—	15.5	—
(b)/総数 高齢者比率	% 13.2	—	% 14.3	—	% 15.3	—	% 17.5	—	% 20.1	—
大栄地区	13.2	—	14.9	—	16.1	—	18.5	—	21.2	—

区 分	平成12年 (2000年)		平成17年 (2005年)		平成22年 (2010年)		平成27年 (2015年)	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 16,915	% △1.8	人 16,052	% △5.1	人 15,442	% △3.8	人 14,820	% △4.0
大栄地区	9,050	△3.9	8,455	△6.6	7,907	△6.5	7,504	△5.1
0～14歳	2,589	△19.0	2,196	△15.2	2,004	△8.7	1,930	△3.7
大栄地区	1,335	△21.6	1,102	△17.5	974	△11.6	962	△1.2
15～64歳	10,412	△1.4	9,817	△5.7	9,236	△5.9	8,292	△10.2
大栄地区	5,516	△3.5	5,088	△7.8	4,618	△9.2	4,080	△11.7
うち15歳～29歳(a)	2,892	8.0	2,464	△14.8	2,024	△17.9	1,631	△19.4
大栄地区	1,551	6.5	1,271	△18.1	961	△24.4	774	△19.5
65歳以上(b)	3,914	12.8	4,039	3.2	4,202	4.0	4,598	9.4
大栄地区	2,199	10.2	2,265	3.0	2,315	2.2	2,462	6.3
(a)/総数 若年者比率	% 17.1	—	% 15.4	—	% 13.1	—	% 11.0	—
大栄地区	17.1	—	15.0	—	12.2	—	10.3	—
(b)/総数 高齢者比率	% 23.1	—	% 25.2	—	% 27.2	—	% 31.0	—
大栄地区	24.3	—	26.8	—	29.3	—	32.8	—

産業別就業人口の動向を見ると、本町の第1次産業就業人口比率は年々減少しており、第3次産業就業人口比率は大幅に増加しています。

第1次産業就業人口比率は、昭和50年には47.52%と就業人口の約半分を占めていましたが、平成27年には22.4%まで減少しています。対して第3次産業就業人口比率は、昭和50年の29.9%から平成27年の54.8%へと大幅に増加しています。農業を主要産業にしてきた大栄地区においても、第1次産業就業人口比率は50.3%から29.0%と大きく減少しており、第3次産業就業人口比率は29.0%から51.4%へと大幅に増加しています。

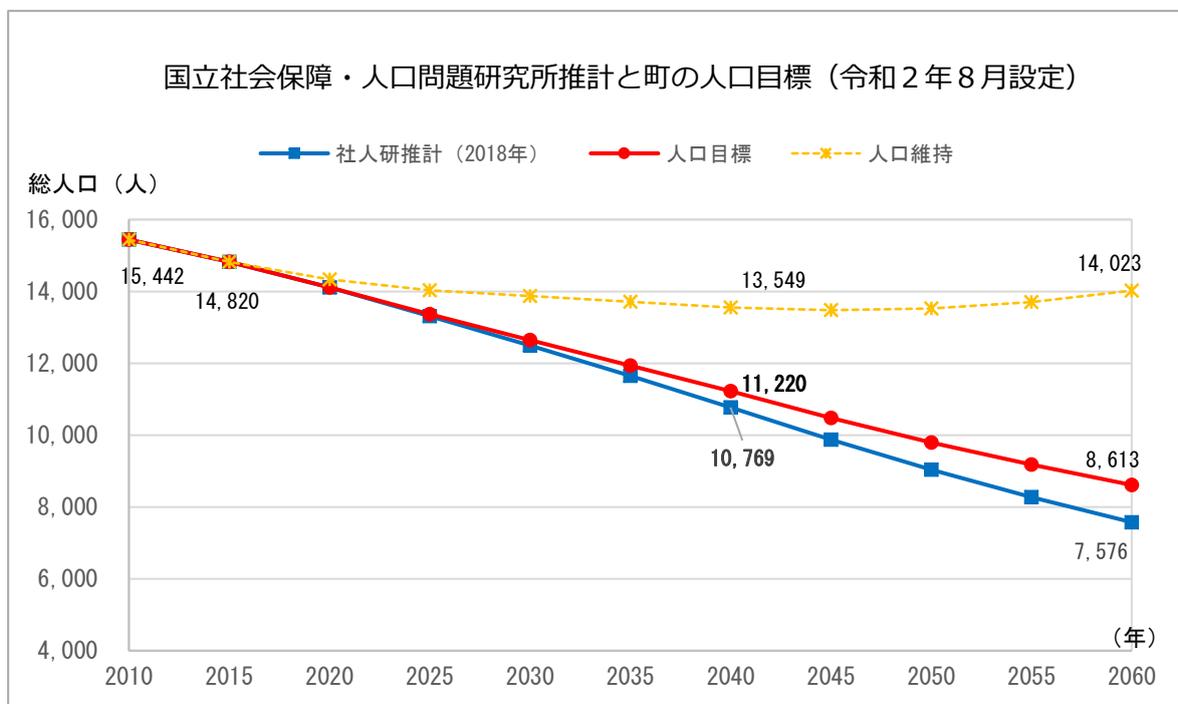
表2 産業別就業人口の動向（国勢調査）

区分	昭和50年 (1975年)		昭和55年 (1980年)		昭和60年 (1985年)		平成2年 (1990年)		平成7年 (1995年)	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 8,728	% 7.4	人 9,373	% 7.4	人 9,730	% 3.8	人 9,777	% 0.5	人 10,012	% 2.4
大栄地区	5,166	4.1	5,379	4.1	5,454	1.4	5,434	△0.4	5,499	1.2
第1次産業 就業人口比率	47.5	—	41.2	—	38.6	—	33.9	—	29.0	—
大栄地区	50.3	—	43.5	—	41.2	—	37.4	—	32.3	—
第2次産業 就業人口比率	22.3	—	25.2	—	25.2	—	28.2	—	29.0	—
大栄地区	20.5	—	24.0	—	23.0	—	25.5	—	27.3	—
第3次産業 就業人口比率	29.9	—	33.5	—	36.2	—	37.7	—	42.0	—
大栄地区	29.0	—	32.4	—	35.8	—	36.9	—	40.4	—

区分	平成12年 (2000年)		平成17年 (2005年)		平成22年 (2010年)		平成27年 (2015年)	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 9,716	% △3.0	人 9,051	% △6.8	人 8,308	% △8.2	人 8,004	% △3.7
大栄地区	5,259	△4.4	4,791	△8.9	4,312	△10.0	4,097	△5.0
第1次産業 就業人口比率	25.9	—	26.0	—	23.9	—	22.4	—
大栄地区	30.4	—	30.9	—	30.5	—	29.0	—
第2次産業 就業人口比率	28.0	—	23.2	—	20.4	—	20.8	—
大栄地区	25.7	—	20.6	—	17.9	—	17.9	—
第3次産業 就業人口比率	46.1	—	50.5	—	51.9	—	54.8	—
大栄地区	43.9	—	48.3	—	48.1	—	51.4	—

国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）が平成 30 年に公表した将来人口推計（以下、「社人研推計」という。）では、本町の総人口は、令和 22 年（2040 年）に 10,769 人まで減少するとされています。

表 3 人口の見通し（人口ビジョン）



※人口維持は、2060 年に総人口 14,000 人を維持することを試算したもので、このためには、合計特殊出生率を 2030 年までに「3.1」に上げ、それを維持しつつ、社会増減（転出者－転入者）を「ゼロ」とする必要があります。

3. 行財政の状況

本町は、合併後より様々な行革や計画的な事業実施など財政運営の健全化に努めてきました。しかしながら、財政指標である財政力指数は改善に繋がっておらず、また実質公債費比率も高止まりの状況となっています。また、自主財源の大部分を占める普通交付税については、令和 2 年度をもって合併算定替（加算）が終了し、また人口推計を加味すれば交付額は減少していくことが見込まれるなど、厳しい財政運営が続くものと予想されます。

今後も持続可能で質の高い行政サービスを維持していくためには、行財政改革や事務事業の見直しを繰り返し行いながら、民間委託や最新テクノロジー（A I、R P A）を活用するなど、より効率的でスリムな行政を目指し取り組んでいく必要があります。

表4 北栄町の財政の状況

区 分	平成22年度 (2010年度)	平成27年度 (2015年度)	令和元年度 (2019年度)
歳入総額 A	8,493,246	8,625,631	9,239,901
一般財源	4,892,784	5,139,140	5,105,064
国・県支出金	1,758,655	1,574,068	1,770,386
地方債	678,700	564,500	534,500
うち過疎対策事業債	0	0	0
その他	1,163,107	1,347,923	1,829,951
歳出総額 B	8,286,477	8,284,383	9,060,810
義務的経費	3,443,301	3,637,444	3,589,145
投資的経費	1,460,028	767,430	927,995
うち普通建設事業	1,460,028	767,430	844,972
その他	3,383,148	3,879,509	4,543,670
過疎対策事業費	0	0	0
歳入歳出差引額 C(A-B)	206,769	341,248	179,091
翌年度へ繰越すべき財源 D	61,014	84,592	51,097
実質収支 C-D	145,755	256,656	127,994
財 政 力 指 数	0.34	0.31	0.30
公 債 費 負 担 比 率	19.0	15.9	13.8
実 質 公 債 費 比 率	21.6	13.0	12.8
経 常 収 支 比 率	87.8	86.3	93.8
将 来 負 担 比 率	156.0	87.9	77.9
地 方 債 現 在 高	9,556,283	8,139,779	7,125,674

表5 北栄町の主要公共施設等の整備状況（公共施設状況調査）

区 分	平成17年度末	平成22年度末	平成27年度末	令和元年度末
市町村道延長(m)	338,242	345,343	346,004	345,219
農道延長(m)	59,460	54,935	58,787	64,690
林道延長(m)	9,198	11,153	9,963	9,925
公園(箇所)	7	7	7	7
体育館(箇所)	6	6	6	6
こども園(箇所)	6	6	4	4
公営住宅(戸数)	128	128	128	102
下水道普及率(%)	98.3	98.5	98.1	97.6

4. 地域の持続的発展の基本方針

本町の持続的発展の基本方針として、「北栄町まちづくりビジョン」の目指すべき将来像「人と自然が共生し 確かな豊かさを実感するまち」を掲げ、以下の5つの将来像の達成を目指し取り組みを進めます。

- ①地域資源の更なる活用による地域経済の好循環
- ②持続可能かつ快適・安全に暮らせ、地球環境に貢献するまち
- ③地域の中で生涯を通してやりがい・いきがいをもちながら過ごせるまち
- ④誰一人取り残さず、地域への理解を育む子育て・教育環境
- ⑤北栄町ならではの魅力の国内外へのより深い浸透

5. 地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展を図るため、「北栄町まちづくりビジョン」に掲げる6つの部門別施策を基本目標と定め、「北栄町人口ビジョン」、「北栄町まち・ひと・しごと創生総合戦略」における指標を掲げて取り組みます。

(1) 地域の持続的発展のための基本目標（北栄町まちづくりビジョン）

- ①地域資源で稼ぎ賑わうまちづくり
- ②生涯学び未来を育てるまちづくり
- ③誰一人取り残さないまちづくり
- ④安全で持続可能なまちづくり
- ⑤人と人とのつながりを育むまちづくり
- ⑥健全な財政運営

(2) 人口に関する目標（北栄町人口ビジョン）

2040年に総人口約11,200人（社人研推計より約450人増）を確保することを目標にしました。この目標を達成するためには、社会増減については、高校を卒業後、進学や就職等で一旦流出した「10代後半の層」に、大学卒業後など（20～40歳代）にUターンしてもらい、また、新たにI・Jターンなどでその年齢層を都会から呼び込むような施策に取り組み、2040年までに20～40歳代の純移動率を3%以上にアップさせ、その後もその状態を維持する必要があります。

また、合計特殊出生率を国が人口置換水準とする「2.07」に2040年までに段階的に上げ、その後、維持を続ける必要があります。

ア 長期展望（北栄町人口ビジョン）

- ・令和22年（2040年）の北栄町の人口：11,200人（社人研推計より約450人増）

	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
社人研推計(北栄町)	14,820	14,110	13,308	12,491	11,649	10,769
人口目標(北栄町)	14,820	14,110	13,364	12,642	11,933	11,220
人口目標(大栄地区)	7,504	7,087	6,652	6,230	5,834	5,449

イ 合計特殊出生率（北栄町人口ビジョン）

- ・国が人口置換水準とする「2.07」に令和22年（2040年）までに段階的に上げ、その後、維持する。

	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
合計特殊出生率目標	1.89	1.80	1.87	1.94	2.01	2.07

(3) 地域の持続的発展のための指標（北栄町まち・ひと・しごと創生総合戦略）

	重要目標達成指標 (KGI)	基準値(R1実績)	目標値(R7)
農業の振興	町内農業総生産額	86.4億円(H30)	89.4億円
	耕作放棄地の面積	36.1ha	35.0ha
商工業の振興	製造品出荷額等	83.7億円(H30)	83.7億円を維持
	製造業従業者数	553人	553人を維持
	年間商品販売額	266.9億円(H28)	266.9億円を維持
	卸売業・小売業従業者数	711人(H28)	711人を維持
観光の振興	北栄町観光入込客数	76万5千人/年	105万7千人/年
環境・エネルギー施策の推進	再生可能エネルギー導入量	15,807kW	15,977kW
子どもを産み育てやすいまちづくり	町の子育て支援施策に満足する人の割合	71.8%	80%
未来をつくる教育の推進	高校卒業後、地元を離れたが将来は地元に戻って就職したいと思う人の割合	51.0%	55%
移住定住の促進	移住者数	66人/年	75人/年

(4) SDGs（持続可能な開発目標）

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）という、2030年までの国際的な目標が、2015年9月の国連サミットで採択されました。このSDGsは、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

私たちは「誰一人取り残さない」社会を作れているか、将来も北栄町に暮らす人々が豊かな暮らしを享受するための取り組みができているか、改めて振り返り、過疎地域の持続発展に活かしていく必要があります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



6. 計画の達成状況の評価に関する事項

過疎地域の持続的発展を実現するためには、P D C Aサイクルを確立させ、政策の効果を検証するとともにその結果を次の施策に反映させていくことが必要です。

本計画の達成状況については、有識者や住民が参画するまちづくりビジョン検討委員会及び地方創生推進会議で毎年度の報告と評価を行います。

7. 計画の期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とします。

8. 公共施設等総合管理計画との整合

北栄町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成



1. 現況と問題点

昭和30年代以降、日本経済の高度成長の中で、地方から都市部に向けて、若者を中心に大幅な人口流出が起きました。そのため、大都市地域では人口集中による「過密」問題が起こるようになり、地方では人口の減少により、教育、医療、防災など地域の基本的な生活機能に支障をきたしたり、産業の担い手不足などにより地域の生産機能が低下したりするようになりました。

大栄地区の自然や豊かな自然環境やそこから生み出される農産物、名探偵コナンに会えるまちづくりを含めた観光、歴史・文化資産など、町にとっては当たり前にも思えるものでも、都市部では得難い魅力や価値となり、多様な形での町のファン、町にかかわる人々が増えています。町の多様な魅力が外部に伝わっていくことで、町民の自信や誇りとなり、地域の持続的発展へつながるほか、多様な人が町にかかわることで、移住定住のきっかけになることも期待できます。

(1) 移住定住

近年は人口減少対策として、多くの自治体が移住定住の取り組みに力を入れるようになり、本町においても移住者に対する支援や空き家情報の提供等を行うようになりました。また、相談会等に参加して北栄町のPRを行っています。

(2) 地域間交流

地域資源を活かして北栄町ファンを増やし、関係・交流人口を増やすことを目的に、農家民泊の体験型教育旅行の受け入れを行っています。しかし、受入家庭が少なく、町単独での受け入れが困難で、他団体と協力して受け入れを行っている状況です。今後は、農家民泊の活動意義・目的等を幅広く周知し、協力していただける受入家庭を増やす必要があります。

また、町内には宿泊施設が少ないため、民泊事業を行っている事業者や新規事業者への支援を行い、町内に滞在時間をできるだけ確保し、北栄町をより深く知る機会を増やす必要があります。

国際交流では台湾台中市大肚区と相互交流を行っており、国内交流では滋賀県湖南市と友好交流協定及び災害時相互応援協定を締結し、相互交流を行っています。また、東京都港区とも歴史、文化等のつながりによる交流を進めています。

(3) 人材育成

過疎地域の持続的発展を図るためには、自治会単位又は地域協議会等の自治会を超える広域での地域活動、地域の学生等による地域活動を支援し、継続的・安定的な体制づくりを進める必要があります。

また、地域外へ出た人材が本町に戻り定住するためには、子どものときから自分の生まれ育った町と地域の良さを知ってもらい、誇りと愛着を持ってもらうことが必要です。

2. その対策

(1) 移住定住

近年の地震等の大規模災害の懸念に加えて、都市部の人口過密化が新型コロナウイルス感染症の拡大要因となるという新たなリスクが認識されたことで、今後、地方での暮らしに関心が集まることも期待されます。地域資源を活用し、都市部への情報発信や交流機会の拡大を図ることで、関係人口の増加を目指すとともに、将来的な I J U ターンによる定住化を進めます。

空き家情報バンクや移住定住に関する補助金、結婚新生活支援補助金といった住宅確保支援を行うとともに、就農・創業支援等を行い、産業振興や雇用、定住の促進を図ります。また、県が実施する奨学金返還助成などの周知により、若者の地域への定着、就職を促進します。

(2) 地域間交流

地域資源を活かして町ファンを増やし、関係・交流人口を増やすため、北栄町農家民泊推進協議会と協力して農家民泊の取り組みを推進します。都市部人材との多様なかかわりを促進し、関係人口の拡大に取り組み、地域の活性化を図ります。また、町内には宿泊施設が少ないため、民泊事業に関する情報発信、各種支援等を行います。

国際・国内交流として、台湾台中市大肚区、滋賀県湖南市等との交流を継続して推進します。お互いの持つ魅力（自然環境、歴史、文化等）を活かし、可能な限りあらゆる分野での交流を推進します。

(3) 人材育成

地域おこし協力隊の任期終了後の地域への定着支援、地域づくりの担い手、推進役になる人材・団体等の確保や育成を図ります。また、集落支援員の配置などによる地域づくり支援を検討します。

大栄地区にある鳥取中央育英高校とは平成 26 年（2014 年）に「地域探究の時間」推進に関する協約を結び、地域をフィールドとした課題発見型の教育を推進しています。高校生等の若者を主体とした地域づくりを推進し、人材育成を促進します。

次世代を担う子どもたちに地域に誇りと愛着をもってもらうため、町の自然や歴史、文化などを学ぶ取り組みを推進します。

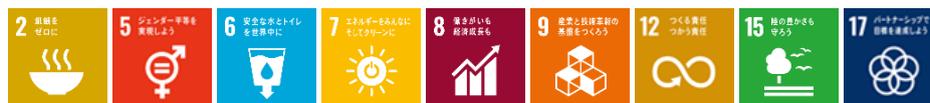
3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 ・移住・定住	北栄暮らし支援事業	町	
		地域おこし協力隊事業	町	
		おためし住宅事業	町	
		結婚新生活支援補助金事業	町	
	・地域間交流	国内外の交流推進事業	町	
・人材育成	官学連携事業	町・高校・大学		

4. 公共施設等総合管理計画との整合

北栄町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。おためし住宅については、適切な修繕を行いつつ、今後は地元への移譲等も検討します。

第3章 産業の振興



1. 現況と問題点

就職等を理由とした若者の流出抑制や流出した若者の帰還を実現し、地域が持続的に発展していくには、地域の産業振興が不可欠です。しかし、大栄地区の主要産業である農業の担い手は年々減少しており、既存商店は大規模ショッピングセンター等の出店やネット販売の進展により、厳しい状況に置かれています。農地や森林等は国土保全の公益的機能を有していますが、人口減少や高齢化が進み、維持管理する人がいなくなれば、これらの機能を維持することは困難になるため、いかに維持・向上を図っていくかが重要な課題となっています。

(1) 農業

大栄地区では、スイカ、長芋、らっきょうをはじめとする多品目の野菜や水稻、花き等が栽培されています。

生産者とJA系統組織が互いに連携する形態が地域に根付いており、この形態が有効に機能した結果、大栄地区では「大栄西瓜」などブランド化に成功しています。しかし、販売額20億円を誇る「大栄西瓜」も、ここ数年は戸数、作付面積等をみると、緩やかに減少の推移を示しています。主力の担い手が50代後半となり、次第に重量のある大栄西瓜の収穫・運搬作業や同じ姿勢での作業が苦痛になったり、高騰する資材や効率化するために導入した機械などの支払いによって、収支のバランスを失するなどの理由から、生産基盤を維持できず離農したり規模を縮小する農家が出始めました。

農業は本町の主要産業として重要な位置を占めていますが、担い手不足や高齢化などが課題であり、荒廃農地や農作物等への鳥獣被害増加など厳しい状況に置かれています。

(2) 林業

世界的な景気の減速の影響により、新設住宅着工数の低迷や木材需要量が減少し、長期にわたり下落していた木材価格がさらに低下するなど、林業・木材産業を取り巻く現状は一層厳しさを増しており、必要な森林整備が進まない状況にあります。

(3) 商工業

地域経済を支える中小企業を取り巻く環境は、若年層の定着率の減少・少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少、経済活動の広域化・グローバル化により厳しい状況となっています。

本町の商工業が今後も安定した発展を続け、豊かな町民生活を営むことができる環境を維持

するためには、ICT技術を活用した生産性の向上や在宅勤務、職場にとらわれない新たな働き方など、時代の変化に的確に対応した取り組みが求められています。

また、県東西部の大規模ショッピングセンターや近隣市町のドラッグストア等の出店、ネット販売・TV通販の進展による影響により、既存商店は厳しい状況に置かれています。特に、大栄地区では規模の小さな商店も多く、後継者・担い手不足等の問題もあって、高齢者等が日用品を購入することに支障を来すことも考えられます。

(4) 観光振興

特に大栄地区においては、漫画「名探偵コナン」の原作者である青山剛昌氏の出身地であることを活かした「名探偵コナンに会えるまち」づくりを進めています。鳥取県中部を代表する観光施設として人気を集めている「青山剛昌ふるさと館」があり、令和元年度の総入館者数は約21万9千人と近年急増していました。しかし、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、県をまたいだ移動が制限されたことや、休館、入場制限を実施したことにより、約6万4千人と前年度比29.26%と大きく減少しています。今後は、新たな旅行スタイルや価値観に対応した観光受入環境の充実を図る必要があります。

また、レークサイド大栄や道の駅などの町内観光施設や、農産物・文化・歴史・文化財など本町が有する文化観光資源等を「名探偵コナンに会えるまち北栄町」とあわせて活用・発信することで、町内全域でのにぎわいと活力につなげる必要があります。なお、道の駅「大栄」については、将来的な山陰道北条道路の開通や、施設の多機能化への対応の遅れ等の課題があることから、再整備について検討していく必要があります。

広域観光については、鳥取中部観光推進機構が圏域の観光資源をつなぎ、一体的に広域プロモーションを行っています。魅力ある鳥取中部観光の姿を創り出すため、県中部圏域が一体となって「鳥取中部」のブランドイメージ創出、観光商品の開発、情報発信に取り組むとともに、受入環境を整備することで誘客を促進していく必要があります。

2. その対策

(1) 農業

農業の担い手を確保するため、新規就農・集落営農を支援し、地域の担い手などの育成強化に取り組みます。

農業の収益力強化を図るため、経営規模の拡大や複合経営の推進し、経営基盤の強化を図ります。高単収、高品質栽培技術の導入を加速させ、トップブランド産地の形成を進めるとともに、高付加価値化が可能な有望品目（大栄西瓜、ねばりっこなど）を選定した上で、戦略的・重点的なプロモーションを実施します。

輸出環境整備、販路拡大のため、関係機関と連携してGI等の品質・安全性基準の認証取得を促進します。

農地集積・集約の加速化を図るため、農地中間管理機構の一層の機能強化とあわせて、JA鳥取中央、北栄町、農業委員会等との密接な連携を進めます。また、必要な農業用水を確保するため、西高尾ダムやパイプラインの整備を進めるとともに、営農条件を改善するため、水田や畑の整備、農作物などを運搬するための農業用道路の整備、農村の環境整備を行います。

農業農村の持つ自然環境の保全、美しい風景などの様々な働き（多面的機能）が適切に発揮されるよう、地域の共同活動を支援します。また、実効性の高い鳥獣被害対策を進めるため、地域主体で電気柵等による防御対策や環境整備を取り組めるよう支援するとともに、狩猟免許取得費用の助成や講習会を行います。

農業の効率化、担い手不足を解消するため、先端技術の積極的な活用、ドローンやIoTなどを活用したスマート農業の導入を検討します。

(2) 林業

北栄町森林整備計画を効果的に進めるため、森林クラウド（市町村、県、森林組合で森林情報を共有するネットワーク）を構築し、効率的な森林施業を支援します。竹林は里山の保全機能を有していますが、整備に多額の費用がかかるため放置されています。生活環境の悪化や景観破壊等を招いていることから、竹林整備のための総合的な支援を行います。

林業経営の効率化と森林管理の適正化を推進するため、経営管理が行われていない森林については、所有者の委託を受けて町が経営管理し、意欲と能力のある林業経営者に再委託します。また、林業労働者の人材の確保と就労条件の改善を図ります。

森林病虫害被害対策の推進するため、松くい虫被害を受けない抵抗性クロマツの植栽を推進し、薬剤の空中散布による健康被害の防止や農産物への影響などへの対策を行うなど総合的な松くい虫対策を推進します。海岸部における民有保安林の駆除・防除や急速に広がりつつあるナラ枯れについては県と連携して対策に取り組みます。

(3) 商工業

今後さらに進行する少子高齢化を見据え、事業者・町民・町が地域経済発展のためにそれぞれの役割を明確化して、地域内で生活に必要なものを手に入れることができる地域循環型の環境づくりを進めていく必要があります。

令和3年度には、町内商店での買い物に新たな地域ポイント制度の運用をスタートしました。キャッシュレス化などの新しい生活様式による非接触型の決済を推進し、地域内消費による経済活性化に取り組みます。さらに町事業に参加した場合に公共ポイントを付与して買い物に利用できるようにし、町民参画と町内事業所の利用促進を図ります。

また、町内事業所が地域で持続的に発展していくために、経営安定、経営革新、資金調達、市場開拓等を支援します。地域資源と技術を次代に伝承していけるよう、事業承継を支援するとともに、事業者の創業を支援し、地域経済の活性化及び雇用の創出実現に取り組みます。

また、今後、山陰道北条道路と北条湯原道路が開通する予定であることから、企業立地や商業施設等の進出支援にも取り組みます。

(4) 観光振興

名探偵コナンや特産品等を活用した観光地づくりを推進します。青山剛昌ふるさと館に必要な機能を取り入れ、町民やファン、観光客にも愛される施設に再整備します。観光の拠点施設としてコナン駅の駅舎を整備し誘客を図るとともに、名探偵コナンを活用した観光ルートづくりを推進し、交流人口の増加を図ります。

町内全域でのにぎわいと活力につなげるため、レークサイド大栄、お台場公園、道の駅などの観光施設や観光農園、国史跡由良台場跡などの文化・歴史・文化財等を「名探偵コナンに会えるまち北栄町」とあわせて活用・発信し、国内外に北栄町の魅力を伝えます。情報発信にあたっては、多言語化やSNSの活用に取り組みます。また、観光の拠点、地産地消の拠点として活用するため、道の駅「大栄」の再整備を検討します。

観光客の満足度の向上及び、地域への経済効果の発現を図るため、宿泊施設や飲食物販店舗の開設、名探偵コナンを活用した商品開発を支援します。また、個人及び団体の観光客を幅広く誘致するため、農業体験やものづくり体験等の素材を活用した着地型観光プランの造成を支援します。

県内観光団体等と連携し、県内観光施設・特産品等の地元素材を活用した周遊性のある取り組みや国内外への戦略的な魅力発信・環境整備を支援します。また、交通事業者等に働きかけ、観光客の利便性向上を図ることで圏域としての魅力度アップに取り組みます。

また、新型コロナウイルス感染症などの影響を踏まえ、観光施設等の安全対策を進めるとともに、新たな旅行スタイルや価値観に対応した観光受入環境の充実を図ります。

3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 ・農業	県営土地改良事業費負担金事業 国営事業 西高尾ダムパイプライン改修事業	県 国 国	
	(9) 観光又はレクリエーション	レークサイド大栄整備事業 お台場公園整備事業 青山剛昌ふるさと館再整備事業 指定管理施設トイレ洋式化事業 道の駅大栄整備事業 JR由良駅駅舎整備事業	町 町 町 町 町	
	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業			

	・第1次産業	がんばる農家プラン事業	町	
		産地パワーアップ事業	町	
		園芸産地活力増進事業	町	
		就農条件整備事業	町	
		畜産振興事業	町	
		単町農業農村整備事業	町	
		有害鳥獣防除事業	町	
		活動支援推進交付金事業	町	
		しっかり守る農林基盤整備事業	町	
		枯松伐採促進事業	町	
		松くい虫防除事業	町	
		竹林整備事業	町	
		地域おこし協力隊事業	町	
	・商工業・6次産業 化	企業立地及び雇用促進事業就労・創業 支援事業	町	
		町内消費拡大支援事業	町	
	・観光	コナンのまちづくり事業	町	
お台場公園サービスエリア管理事業		町		
鳥取中部ふるさと広域連合負担金(観 光)事業		広域連合		

4. 産業振興促進事項

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備 考
大栄地区	①製造業	令和3年4月1日～	
	②情報サービス業等	令和8年3月31日	
	③農林水産物等販売業		
	④旅館業		

(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「第3章 産業の振興」「2 その対策」及び「3 事業計画（令和3年度～令和7年度）」のとおり。

5. 公共施設等総合管理計画との整合

北栄町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。施設の重要度や劣化状況に応じて、計画的な改修・更新、供用廃止といった措置を適切に図ります。維持管理・修繕・更新の実施により機能を維持していくとともに、長寿命化や維持費の低減・標準化に取り組みます。

第4章 地域における情報化



1. 現況と問題点

本町では、F T T H方式による光ファイバー網の整備により、町内全域でインターネット環境が向上しました。これら情報通信基盤の維持・管理に加え、年々高速化する通信速度に対応し、情報通信基盤を高度化していく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、外出を控え、地域での会議や行事が中止されるなど、地域内外の交流が制限される傾向にありました。地域の安全・安心を確保し、地域における活動の利便性を高めるため、地域におけるデジタル技術活用を進めるとともに、環境整備について検討する必要があります。

2. その対策

誰もが情報を享受し、活発に情報発信し交流できるよう、情報通信基盤の維持・管理を行い、情報通信の高速化・高度化に対応していくため、計画的な設備更新を実施します。

A IやI o T、5 G、ドローンなどのデジタル技術を活用した自治体D Xを推進するとともに、避難所や集会施設等へのWi-Fi整備等の支援を検討します。

3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等 情報化のための施設 ・その他	光ファイバーネットワーク施設管理事業	町	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・デジタル技術活用	自治体DX推進事業	町	

4. 公共施設等総合管理計画との整合

北栄町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。光ファイバーネットワーク施設については、維持管理・修繕・更新の実施により機能を維持していきます。

第5章 交通施設の整備、交通手段の確保



1. 現況と問題点

過疎地域における主な移動手段は自動車となっており、道路整備は産業振興や生活環境の向上、災害時の避難ルートの確保など社会を支える基盤となっています。

また、免許を持たない高齢者や学生等の移動手段の確保が課題となっています。

(1) 道路の整備

生活道路については、道路や橋梁等の老朽化の進行により破損箇所が増加しており、施設の長寿命化を図る維持管理が必要となっています。また、道路が持つ防災や交通機能を確保するため、道路整備が必要となっており、広域的な交流促進のため、高速道路へのアクセス向上も求められています。

農林道の整備については、県道や町道との連携を図りながら、効率的な整備を行う必要があります。

(2) 交通手段の確保

大栄地区の公共交通については、広域バス路線が3本（赤碓線、栄線、北条線）と乗りあいタクシー（高尾線）が運行されていますが、人口減少や少子高齢化等により、バス利用者が減少しており、それに伴って、町の補助金負担も年々拡大しています。

全国的に高齢ドライバーの交通事故が相次ぎ、社会問題化していますが、都市部と比べると鉄道やバス等の利便性は低く、高齢になっても免許を返納することができないケースも見受けられます。免許証を持たない高齢者や学生等の移動手段を確保するため、地域の実情、ニーズに応じた生活交通体系を構築する必要があります。

2. その対策

(1) 道路の整備

生活道路については、町道の改良を行い、舗装率の向上を図ります。主要幹線道路の整備については、「北条湯原道路」、「山陰道」の早期整備を周辺自治体と連携し、関係機関に要請するほか、県道の適切な維持管理及び歩道の整備について、関係機関に要請します。

また、近年の大雪に対応するため、除雪対策の充実に取り組みます。

農林道の整備については、県道や町道との連携を図りながら、効率的な整備を行い、生産物の流通の合理化等を図るとともに、地域の生活環境の改善につなげます。

(2) 交通手段の確保

免許を持たない人の移動手段を確保するため、平成 25 年度からタクシー助成を行っていますが、今後も交通と福祉の分野が連携し、誰もが外出しやすい持続可能な生活交通体系の構築に取り組めます。また、公共交通を補完するような住民主体の共助交通の実施を支援するなど、住民主体の移動手段確保の取り組みも検討します。

地域公共交通の課題に対応するため、平成 30 年度に、中部 1 市 4 町で「鳥取県中部地域交通網形成計画」を策定しました。中部圏域での移動ニーズに対応したバス路線の再編を行うなど、持続可能な公共交通ネットワークの構築に取り組んでいきます。

3. 事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道 ・道路	道路維持管理事業 道路長寿命化維持管理事業 社会資本整備総合交付金事業	町 町 町	
	・橋りょう	道路メンテナンス事業	町	
	(3) 林道	林道事業	町	
	(9)過疎地域持続的発展特別事業 ・公共交通	バス路線維持費補助金 乗りあいタクシー運行支援事業 鳥取砂丘コナン空港連絡バス運行支援事業	町 町 町	
	・交通施設維持 (5)その他	北栄町バス待合所整備費補助金 交通対策事業(交施設整備)	町 町	

4. 公共施設等総合管理計画との整合

北栄町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。道路等は「北栄町舗装個別施設計画(長寿命化計画)」「北栄町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、適切な管理、修繕を行います。

第6章 生活環境の整備



1. 現況と問題点

地球温暖化をはじめとする環境問題は、人が活動することによって引き起こされる問題であるとされています。地域の豊かな自然を守りながら、町民が健康で安全な生活を営むためには、人と自然との共生を図り、日常生活や事業活動において、町民や事業者、行政が役割分担し、協力して取り組む必要があります。

(1) 生活環境

環境への負荷を増加させるような社会経済活動は、身近な地域の自然環境や生活環境に大きな影響を及ぼし、私たちの健康や暮らしにも影響を与えかねません。人と自然との共生を図りながら、健康で快適な生活が実現できるよう取り組みを進める必要があります。

(2) ごみの減量化

生活環境の維持保全のためには、ごみの排出量の抑制対策やその普及を図り、リサイクルを推進していく必要があります。

本町では、ごみの減量化、再資源化を図るために、家庭ごみについては15分別の収集を行っています。地域での再生資源回収の活動を通じて再資源化が進む一方、便利さを求めた使い捨て容器の普及等により、ごみの減量化が進んでいない現状がありますので、引き続き効果的な取り組みを進めていく必要があります。

(3) 上下水道等

合併後、上水道の町内一本化を図るため、水道施設の更新や増強を行いました。配水管、水源池等においては老朽化が進んだ設備も多くなっています。

下水道等については、公共用水域の水質保全と快適な住環境の確保を目的に、下水道をはじめとした生活排水処理施設整備を進めてきました。施設整備が完了してから年数が経過したことから、汚水処理施設、管渠等においては老朽化が進んだ設備が多くなっています。

(4) 住環境

町営住宅については、老朽化した町営由良宿団地の建て替えが令和2年度に完了しました。今後は六尾北団地の譲渡等により、住宅ストックの集約化を図る必要があります。

(5) 防災

近年、日本各地で大地震、集中豪雨による大規模土砂災害、堤防決壊による広範囲の浸水等の発生率が高まっています。また、新型コロナウイルスなどの新しい脅威に対する対応の強化も必要になっています。

少子高齢化により、青少年・壮年層が減少しており、地域防災の弱体化が懸念されます。地域の防災力の向上を図る必要があります。

(6) 空き家対策

人口減少や高齢化に伴い、廃屋・空き家が増加しています。適正な管理がなされていない状態の空き家については、倒壊、屋根や外壁材の飛散等のおそれがあるため解体・撤去の推進が必要となっています。

2. その対策

(1) 生活環境

「便利な暮らし」と「環境にやさしい暮らし」の共生により、健康で快適な生活の実現に向けた提案や取り組みを進めます。

断熱性能に優れた省エネ住宅の建築・改修の普及促進により、エネルギー消費を減らし、健康で快適な住環境の実現に取り組みます。徒歩や自転車の利用を推進し、騒音や排気ガスによる環境への負荷を減らすとともに、健康増進を図ります。

(2) ごみの減量化

再資源化だけでなく、その手前のごみの発生抑制や再利用に、町民、事業者、行政が一丸となって取り組み、ごみの減量化を図っていくことが必要です。

ごみ処理にかかる費用、ごみの排出の現状や、分別による再資源化などの効果等をわかりやすく示しながら、ごみの減量に向けた意識啓発を図ります。不法投棄や違法な野焼きの防止に取り組みます。

(3) 上下水道等

水道水を今後も安定して供給するため、耐震化など計画的な施設整備や更新が必要となっています。水源の保全と老朽化した施設の更新と計画的な維持管理を行います。

下水道については、効率的な運営と計画的な維持管理が必要となっています。今後の更なる効率化を目指して、農業集落排水をはじめとした下水道関連事業の事業統合や、北条下水道管理センターと大栄浄化センターの施設統合を検討します。施設・設備の長寿命化を図るとともに、水洗化を促進します。

(4) 住環境

町営住宅については、公営住宅等長寿命化計画に基づいて、耐久性の向上、定期的な点検、予防的な維持管理の実施により良質なストック形成を図ります。

(5) 防災

災害や危機管理への備えを忘れることなく、日ごろから地域との交流・訓練等により防災力を高めておく必要があります。消防団等の充実強化を図るとともに、地域における防災・避難訓練の支援、防災施設の整備にかかる防災機材の助成を行い、自主防災組織づくりを支援します。

また、新型コロナウイルス等の感染対策については、国・県等の関係機関と連携し、危機管理体制を強化します。

(6) 空き家対策

空き家の所有者・管理者に対して、適正管理に係る意識啓発や指導を行うとともに、利用可能な空き家については、移住定住の受け皿等として利活用を進めます。将来、危険空き家となる可能性を予防し利活用を進めるため、自治会等とも連携しながら取り組みを進めます。危険な空き家については、空家等除却事業費補助金の周知を行い、撤去を促進します。

3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(2) 下水処理施設 ・公共下水道	下水道事業(特定環境保全公共下水)	町	
	(3) 廃棄物処理施設 ・その他	再生資源収集事業		
	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・生活	鳥取中部ふるさと広域連合負担金(ごみ、し尿)事業 合併処理浄化槽整備事業 下水道事業会計繰出金事業	広域連合 町 町	
	・防災・防犯 ・その他	防犯対策事業 鳥取中部ふるさと広域連合負担金(消防)事業 自主防災組織育成事業 震災に強いまちづくり促進事業 空家等対策事業	広域連合 町 町 町	

4. 公共施設等総合管理計画との整合

北栄町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。維持管理・修繕・更新の実施により機能を維持していくとともに、長寿命化や維持費の低減・標準化に取り組みます。公営住宅は原則として町に1つとし、入居者への譲渡等を進めます。

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進



1. 現況と問題点

少子高齢化や人口減少、孤立しやすい世帯の増加、地域の生活課題の多様化、複雑化が進み、地域の中で生活に支援の必要な人に気づき、声かけ、助け合う意識が十分になく、必要な相談や支援につながりにくくなっています。

地域のすべての人が互いに尊重し合い、助け合いながら暮らしていくことのできる地域を実現するため、子育てを地域全体で支援する環境づくりや高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりが必要です。

(1) 子育て環境の充実

合計特殊出生率の低下、晩婚化、未婚率の上昇などで子どもの出生数の増加が見込まれない中、結婚期や出産期を迎える世代に対しては、結婚から出産・子育てへの関心と期待を抱かせることや、周りからのサポートがあることにより安心感を抱いて出産等が行える環境づくりが必要です。

一方では、近年の社会の変容に伴い、若年齢の予期しない妊娠や、虐待歴やDV経験があるなど、出産後の養育において特に支援が必要となるケースも生じてきています。

また、核家族化と保護者の就労により、子育てと仕事の両立は子育て家庭の大きな負担となっています。経済的な負担軽減はもとより、就労時間の多様化による預かり時間や発病した子の保育などでも課題は多く、これらに対応する支援サービスの充実も求められています。

また、放課後児童クラブの大栄こども学級については、実施場所の中央公民館大栄分館が施設の老朽化による改築整備を検討しているため、新たな実施場所を確保する必要があります。

(2) 地域福祉の充実

少子高齢化や人口減少等により、孤立しやすい世帯が増加し、地域の生活課題は多様化、複雑化しています。地域の中で生活に支援の必要な人に気づき、声かけ、助け合う意識が十分になく、必要な相談や支援につながりにくい現状があります。多様な生活課題に対応するため、包括的な支援が必要となっています。

(3) 高齢者福祉の充実

総人口が年々減少する一方、高齢者数（65歳以上）は増加しており、我が国全体が抱える課題である高齢化率の上昇は、本町が抱える課題でもあります。また、一人暮らしの高齢者や認知症高齢者など支援を必要とする高齢者も増加傾向にあります。

要介護認定者、認定率については、介護予防事業の取り組みの成果により平成 29 年度までは減少傾向にあったものの、平成 30 年度以降は横ばい・微増傾向にあります。

高齢者の健康寿命を延ばすとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりが必要です。

(4) 障がい者福祉の充実

障がいのある人が地域で生活を送るため、生活や就労支援、教育・育成、交流、保健・医療、福祉サービスの一層の充実が求められています。また、それらの社会資源に関する情報発信を推進する必要があります。

障がいのある人に対する地域の理解は十分とは言えない状況にあり、今後もさらに啓発活動の充実を図り、偏見や差別などをなくしていくことが必要です。

(5) 健康づくり

私たちが目指す健康な生活とは、病気のあるなしにかかわらず、「誰もがそれぞれの生きがいを持ち、自分らしく安心して楽しく暮らせることができる生活」のことをいいます。本町では男女とも急性心筋梗塞・脳血管疾患でなくなる人の割合が多く、いずれも動脈硬化が関連しています。さらに、近年の猛暑は「災害級の暑さ」と言われており、熱中症による救急搬送も増加しています。そのため、正しい知識や予防対策の重要性が高まっています。

2. その対策

(1) 子育て環境の充実

少子化対策として、結婚を望む人の出会いから結婚の支援、不妊治療の支援を行います。

令和 3 年度からは、県内マッチングサイト「えんトリー」の登録料助成を開始しました。婚活事業については、中部 1 市 4 町が連携して中部圏域で取り組みます。また、妊娠・出産・子育てに関するワンストップ窓口として子育て世代包括支援センター（通称：ネウボラ）を中心に、引き続き支援を充実させていきます。

世代間、地域がつながり、安心して子どもを産み育てられる社会の実現を目指し、社会全体で子育てを支援する支え愛の取り組みを進めるため、保育料の無償化や在宅育児支援世帯支援事業給付金等により保育の経済的負担の軽減を行います。

今後も一時預かりや延長保育、病児・病後児保育、休日保育、放課後児童クラブ等の実施により、多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実を図るとともに、こども園等の計画的な修繕等により長寿命化を推進します。また、放課後児童クラブの大栄こども学級については、必要な環境整備を進めます。

(2) 地域福祉の充実

令和2年3月に策定した「北栄町地域福祉推進計画」に基づき、個人や世帯が抱える多様な生活課題に対応するため、総合相談機能の充実、地域づくりへの支援など包括的な支援を計画的に進め、地域共生社会の実現に向けて取り組めます。

令和3年度には、「重層的支援体制整備事業」を開始しました。これまで実施してきた相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かして、高齢・障がい・子ども・生活困窮といった分野別だけでは十分対応しきれないような複雑化・複合化した課題に対応する取り組みを進めます。

(3) 高齢者福祉の充実

「健康寿命の延伸」を目指し、高齢者の健康の保持増進を図るための介護予防事業の拡充に取り組めます。また、介護・医療が必要になっても住み慣れた地域で自立した生活を安心して続けていくことができるよう地域包括ケアシステムの更なる体制強化に取り組めます。

元気な高齢者や町民が担い手となって運営する町民主体の活動や、NPO、ボランティア、民間企業、社会福祉法人等の多様な主体による活動の活性化を図り、生活支援サービスの提供体制を推進します。

高齢者の健康の保持増進のため、町民主体で参加しやすい地域に根ざした介護予防事業を推進・支援するとともに、閉じこもり予防と生活範囲の拡大を図るため、タクシー利用料助成などの移動支援サービスの充実や共助交通の実施を支援します。

(4) 障がい者福祉の充実

障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した生活を送ることのできる環境を整備し、障がいのある人もない人も、ともに暮らし、自立し、社会参加できるまちを目指します。障がいのある人への理解が深まるよう福祉教育や人権研修、ボランティア活動の活性化に取り組み、啓発・広報活動を継続的に行います。

障がいのある人の地域生活を支援するため、関係機関が連携して、支援体制や環境整備を図るとともに、自立と社会参加を促進します。

(5) 健康づくり

健康づくりの推進のため、「運動習慣の定着」、「健全な食生活の定着」、「健康診査の充実」、「生活習慣病の予防」「熱中症の予防」そして「心の健康づくり」に取り組めます。

町民の健康維持、増進活動の拠点施設である健康増進センターについては、安全な利用環境づくりに取り組むとともに、計画的な修繕等により長寿命化に取り組めます。

3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(2) 認定こども園	認定こども園管理運営事業	町	
	(7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	大栄健康増進センター整備事業	町	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	・児童福祉	在宅育児支援事業 放課後児童クラブ委託事業	町 町	
	・高齢者・障害者福祉	社会福祉協議会補助金事業 老人福祉事業 敬老会事業 外出支援サービス事業 共助交通推進事業	町 町 町 町 町	
・健康づくり	健康診査等事業 感染症予防事業 医療費助成事業	町 町 町		
・その他	しあわせ♡創生事業(婚活) 不妊治療費助成事業 大栄健康増進センター管理事業	町・広域連合 町 町		
(9) その他	大栄こども学級施設整備事業 共助交通推進事業	町 町		

4. 公共施設等総合管理計画との整合

北栄町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。子育て・保健・福祉施設は、ライフサイクルコストの低減を目指し、計画的な修繕等により長寿命化を推進します。建て替え更新などの際には、規模の縮小や廃止、他施設との複合化を図ることも検討します。

第8章 医療の確保



1. 現況と問題点

町内医療機関には内科医や歯科医、眼科医等の診療所があり、二次保健医療圏として、倉吉市や三朝町に中心的な医療機関が配置され、三次救急は東部・西部圏域に搬送しています。後期高齢人口が更に増加するため、平日夜間における一次救急体制の整備など、医療需要を踏まえた患者の受入に支障を生じない医療提供体制の構築が必要です。また、小児科医や産科医の不足、在宅医療体制の充実や通院手段の確保などの課題もあり、誰もが安心して暮らせる医療サービス体制の構築が求められています。

2. その対策

医療については、中部圏域での体制づくりが必要です。中部圏域で見ると、県内の二次保健医療圏としての基盤が整っており、それぞれの医療機関が専門性を活かして連携しています。今後も、それらの基盤整備とネットワーク化を更に充実していくとともに、在宅医療体制の充実や通院手段の確保を図り、誰もが安全に安心して暮らしていける質の高い圏域づくりに取り組みます。

3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・その他	鳥取中部ふるさと広域連合負担金(休日 急患診療等)事業	広域連合	

第9章 教育の振興



1. 現況と問題点

本町の教育機関としては、小学校が2校、中学校が2校、こども園等が6園存在しています。大栄地区を見ると、小中学校が1校ずつ、町が運営するこども園が3園、民間の保育所が1園あるほか、鳥取中央育英高校、中央高等学園専修学校の2校が存在しており、充実した教育環境が整っていると言えます。また、鳥取中央育英高校とは平成26年（2014年）に「地域探究の時間」推進に関する協約を結び、地域をフィールドとした課題発見型の教育を推進しています。

しかし、近年は少子化が進んでいるほか、高校進学にあたって中部から東西部の高校への流出も見られるようになり、児童・生徒数の長期的な見通しに基づいて、教育環境の整備、地域人材の育成等について検討する必要があります。

(1) 学校教育の環境整備

核家族化や少子化が進む中、子どもたちを取り巻く生活環境・社会環境は著しく変化しています。子どもは、北栄町の未来を託すかけがえのない宝であることから、このような厳しい時代の中でもしっかりと子どもたちを育てられる環境づくりを推進する必要があります。

(2) 町民文化及び社会教育の環境整備

改善センターや公民館、ほくほくプラザ（人権文化センター）等の町民文化系施設は町民活動の拠点施設であり、図書館等の社会教育系施設は社会教育活動の拠点施設となっています。概ね地域ごとに設置されていますが、昭和40年代に建築された中央公民館大栄分館をはじめとして、老朽化が進行している施設も見られます。

また、近年の社会情勢や生活環境の変化に伴い、地域や町民の学習ニーズや課題は多様化してきています。しかし、町民同士の関係の希薄化から行事等の実施が困難になってきているため、地域に根差した学びの場所や体験活動等の学習機会を提供したり、自主的に活動・運営ができる人材を育成したりすることが重要となってきています。

(3) スポーツ・レクリエーションの環境整備

健康維持・増進のためのスポーツ・レクリエーションへの関心や役割は、高齢化や生活習慣病対策、心の健康など、健康寿命延伸の面からも年々高まってきています。

しかし、スポーツ・教育活動の拠点となる体育施設については、昭和50年代以降に建てられたものが多く、築30年を迎えた施設では大規模修繕が必要な時期となっています。管理面では、

全ての施設で指定管理者制度が導入されており、民間のノウハウを活用しながら、サービスの向上と経費の節減を図る必要があります。

2. その対策

(1) 学校教育の環境整備

大栄小学校、大栄中学校は、義務教育の拠点としての機能や地域コミュニティ活動の中心としての役割を果たせるよう、適正な学校規模を考慮して、学校施設等の整備を図ります。

「北栄町学校施設長寿命化計画」に基づき、ライフサイクルコストの低減を目指し、計画的な修繕等により、長寿命化を推進します。建て替え時期を迎える前に、児童生徒数の規模に応じた建て替えや、少人数学級、小中一貫校など様々な選択肢から、今後の学校のあり方を検討します。学校給食センターは、小中学校への給食供給に不可欠な施設であり、計画的な修繕により、施設機能を維持していきます。

また、児童生徒一人一台端末を始めとしたICT教育や豊かな心と社会性、健やかな体を育む活動、グローバル人材の育成を推進します。

(2) 町民文化及び社会教育の環境整備

施設の整備にあたっては、必要な機能を有しつつ、維持管理が可能である必要があります。そのためにも、施設機能の役割分担や相互利用等を図り、施設の有効利用を促進する必要があります。

集会機能を有する施設が複数あることから、今後の住民の減少に応じて集約を検討していく必要があります。図書館や保健・福祉施設にも会議室があり、集会施設としての機能も有していることから、それらの施設との役割分担を検討していくことが必要です。

町民文化系施設の今後の建て替えにあたっては、他施設の会議室等の利用状況を十分検討した規模のものとしします。社会教育系施設等は利用度の推移を見据え、各施設の機能を有した上で複合化することを検討します。また、計画的な修繕等により、長寿命化に取り組みます。

ソフト面では、図書館機能の充実や、生涯学習機会と情報の提供等を図るとともに、地域が自主的に活動できるよう、地域リーダーやコーディネートできる人材の育成を行います。

(3) スポーツ・レクリエーションの環境整備

本町には体育館が7箇所あり、うち大栄地区には4箇所（大栄・大誠・大栄ふれあい会館・勤労者体育センター）あります。築30年以上経過しているものも多いことから、統廃合を検討します。

整備にあたっては、必要な機能を有しつつ、維持管理が可能である必要があります。そのためにも、施設機能の役割分担や相互利用等を図り、施設の有効利用を促進する必要があります。小中学校の体育館等を活用することも検討します。また、計画的な修繕等により、長寿命化に取

り組みます。

ソフト面では、町民が自主的、主体的にスポーツに取り組む仕組みとして、「一般財団法人 北栄スポーツクラブ」を中心に「総合型地域スポーツクラブ」の定着に取り組めます。

3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 ・校舎 ・屋内運動場 ・屋外運動場 ・水泳プール ・給食施設 ・その他	学校施設長寿命化事業 学校施設整備事業 (大栄小学校全棟大規模改造事業) (大栄中学校体育館屋根改修事業) (大栄中学校グラウンド改修事業) 給食センター整備事業	町 町 町 町 町	
	(3) 集会施設、体育施設等 ・公民館 ・集会施設 ・体育施設 ・図書館 ・その他	中央公民館大栄分館改築整備事業 大栄農村環境改善センター整備事業 体育館整備・除去事業 図書館運営・整備事業 ほくほくプラザ整備事業	町 町 町 町	
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・義務教育 ・生涯学習・スポーツ ・その他	スクールバス管理事業 学校タブレット端末整備事業 北栄スポーツクラブ事業 中央公民館管理事業 公民館運営事業 すいか・ながいも健康マラソン大会事業 大栄農村環境改善センター管理事業	町 町 スポーツクラブ・町 町 町 実行委員会 町	

4. 公共施設等総合管理計画との整合

北栄町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。施設はライフサイクルコストの低減を目指し、計画的な修繕等により長寿命化や施設機能維持を図ります。建て替え更新などの際には、利用者数の規模に応じた建て替えや廃止、他施設との複合化などを検討します。

第10章 集落の整備



1. 現況と問題点

本町には 63 の自治会があり、大栄地区には 33 の自治会があります。それぞれが地域行事や文化・伝統を引き継ぎながら、地域住民とともに営みを続けてきました。

しかし、人口減少や少子高齢化等の社会の急激な変化や価値観の多様化によって自治会で取り組む地域課題は増加する一方、地域の担い手不足が懸念されています。特に一部の小規模自治会では、自治会機能の維持も大きな課題となっています。

町では、自治会長会や地域座談会、自治会要望等を通して行政施策の説明や意見交換、地域課題の共有等を図ってきました。自治会の運営や防災活動その他自主的な地域づくり活動を支援するための各種補助金制度も設けており、令和3年度には、自治会集会施設の改築やバリアフリー改修、空調設備整備を支援するための補助金制度を新設しました。

人的支援としては、各自治会にその自治会を担当する町職員を配置し、自治会と町との連携を推進するとともに、自治会の活性化及び行政運営の円滑化を図っています。

2. その対策

自治会の維持や広域的な連携、集落整備については、町民の主体的な意思決定に基づき、実施していく必要があります。

町民の自主的な地域づくり活動への支援やその担い手の育成を図るとともに、地域協議会等の広域的な地域運営手法の検討や地域課題の解決、地域振興に係る試行的な取り組みを支援します。また、移動支援や見守り活動等、地域で安心して生活できる環境維持の取り組みを支援し、地域の文化、歴史、文化財など、地域資源を活かした地域づくりを推進します。

3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 ・集落整備	自治会総合交付金事業 自治会集会施設整備費補助金事業 自治会公民館改修補助金事業 地域の自立活性化活動支援交付金事業	町 町 町 町	
	(3) その他	由良宿団地建替事業(集会所整備)	町	

4. 公共施設等総合管理計画との整合

北栄町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

第11章 地域文化の振興等



1. 現況と問題点

大栄地区には、国史跡由良台場跡や六尾反射炉跡、国の重要文化財である仏像2体がある東高尾観音寺をはじめ全国に誇れる史跡や文化財がありますが、その存在や価値が十分に浸透しているとは言えません。

また、文化・芸術活動に積極的に取り組んでいる人や団体もありますが、活動する人の固定化、高齢化も課題となっています。

2. その対策

先人が築き、継承してきた「文化の薫るまち」として、活動や素晴らしい文化的財産を次の世代に引き継ぐため、質の高い優れた文化・芸術の鑑賞・体験機会の提供について様々な取り組みをし、より工夫することにより、創造力や感性豊かな情操を養い、地域の文化・芸術に親しみ、高めることのできる人材の育成に取り組めます。

また、「北栄町文化財保存活用地域計画」に基づき、文化財資料の調査、研究、保存とともに、積極的な活用を行うことにより、それぞれの地域の特長に気づくとともに郷土への誇りや愛着心を育み、このことが活かされた地域づくりが進められるように取り組めます。

本町は漫画「名探偵コナン」を活用し様々なまちづくりを展開していますが、本町発の「マンガ文化」を世界に向けてさらなるアピールをし、漫画・アニメ文化の振興に寄与するとともに、町民をはじめ多くの人たちに、より親しみ、誇りを持てる取り組みを進めます。

3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 ・地域文化振興	文化財保護対策事業 由良台場・六尾反射炉発信・連携事業 町内遺跡発掘調査事業	町 町 町	

第12章 再生可能エネルギーの利用の促進



1. 現況と問題点

世界各地で増え続ける異常気象は、気象災害の激甚化や自然環境の劣化等を引き起こし、気候変動は私たちの脅威になっています。持続可能な未来に向けて一人ひとりが向き合い、ゼロカーボン（人為起源のCO₂の実質排出ゼロ）の達成を目指して行動する必要があります。

(1) 再生可能エネルギー等の活用

私たちが使う電気、ガス、ガソリンなどのエネルギーはそのほとんどが化石燃料に頼っている状況です。化石燃料の大量消費により、地球温暖化、資源枯渇など環境負荷はもちろん、エネルギーに関するお金は町外、国外にほとんど出ていってしまうこととなります。

(2) 公共施設

人口減少が進行する中、既存の公共施設を維持していくことは維持管理費の負担が生じるほか、大規模改修のリスクによる多額の費用の発生が見込まれ、町財政を圧迫するだけでなく、公共サービスの低下も招きかねません。

令和2年度には、公共施設等総合管理計画に定めた方針と北栄町気候非常事態宣言に基づき全町でのゼロカーボンの達成を目指して、持続可能で効率的な管理運営を行うため「北栄町公共施設個別施設計画」（個別施設計画）を策定しました。必要な施設については省エネ改修するなど、将来的なコストの削減を図りつつ、CO₂の排出削減を進める必要があります。

2. その対策

(1) 再生可能エネルギー等の活用

徹底した省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの最大限の活用により、2050年までに地球温暖化の主な原因となっている人為起源のCO₂排出の実質ゼロを目指すとともに、それらの取り組みを地域でお金が回る仕組みづくり、災害時のインフラ維持のための分散型エネルギーシステムの構築等、経済・社会面の課題の解決につなげていくような施策を進めます。

家庭や事業所、地域への再生可能エネルギー等設備導入の取り組みを推進するとともに、地域新電力、熱供給事業等、エネルギーの地産地消の仕組みづくりを行います。

(2) 公共施設

公共施設等総合管理計画及び公共施設個別施設計画に基づき、施設統廃合等の検討や、施設・設備の省エネ化・再エネ化などを計画的に実行します。

3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	公共施設省エネ・再エネ事業	町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 ・再生可能エネルギー利用	省エネ住宅リフォーム補助金事業 創エネ設備等設置費補助金事業 省エネルギー普及啓発事業	町 町 町	
	(3) その他	再生可能エネルギー等導入事業 電気自動車急速充電器管理事業	町 町	

4. 公共施設等総合管理計画との整合

北栄町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。今後も保持する施設については、費用や利用状況を考慮しつつ大規模改修と省エネ改修を実施し、長寿命化と省エネ化を図ることにより長期的視点でコスト削減を図るとともに、エネルギー使用量削減によるCO2排出量の削減を行います。

